

川口市告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川口都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに川口市に意見書を提出することができる。

令和7年9月4日

川口市長 奥ノ木 信夫



1. 都市計画の種類

川口都市計画 地区計画

2. 都市計画を変更する土地の区域

【六間通り線沿道地区】

川口市本町2丁目及び3丁目の各一部並びに栄町1丁目及び2丁目の各一部

【桜町3・4丁目及び周辺地区】

川口市桜町3丁目の全部並びに桜町4丁目、桜町5丁目、大字安行慈林、
大字赤山及び大字新井宿の各一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

【六間通り線沿道地区】川口市役所 鳩ヶ谷庁舎5階 都市計画課（土日祝を除く）

【桜町3・4丁目及び周辺地区】川口市役所 鳩ヶ谷庁舎2階 再開発課（ 〃 ）

4. 縦覧期間

令和7年9月4日から令和7年9月18日まで